

秋田工業高等専門学校「課外活動の在り方に関する方針」

令和5年3月 校長裁定

1. 課外活動の基本的な考え

課外活動は、学校教育の一環として行われるものであり、学生の自主的・自発的な参加を通じて、学生の自主性、協調性、責任感、連帯感等の育成や活動を通しての自己肯定感を高めることや達成感を得られる等学校生活を充実させる活動である。「自立、挑戦、創造」を課外活動から身につけることは教育効果を向上させる一助となるものである。

その一方で、学校生活においては、学習が主眼であることから、課外活動に偏重することなくバランスの取れた活動実施が望まれる。

2. 活動時間及び休養日

- ① 原則として、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ② 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）

3. 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、学生が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、学生の主体性を生かすことも含めて適宜、指導・是正を行う。
- ② 校長及び指導教員は、学生の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ③ 指導教員は、指導にあたっては、教育的意義を踏まえ、学生の発達に応じた科学的な指導、安全の確保に留意する。

4. 活動計画の作成と実績の報告

- ① 各クラブの指導教員は年間の活動計画及び活動報告書を作成し、活動日時、場所、休養日及び参加大会予定日等を明らかにし校長に提出する。
- ② 校長は提出された活動計画及び活動報告書を確認し、クラブが本方針並びに活動計画よりも過度な活動をしていると認められるときは、当該クラブに対し指導を行うものとする。